

6 答申第 1 号

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 原 清 信

久留米市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 5 月 8 日付け 6 総医第 7 5 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和 6 年 3 月 7 日付け 5 総医第 8 2 4 4 号の公文書部分開示決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第 1 審査会の結論

久留米市長（健康福祉部保健所総務医薬課。以下「処分庁」という。）が行った公文書部分開示決定について、別表に掲げる部分はこれを取り消して開示すべきである。

第 2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和 6 年 2 月 1 3 日	処分庁にて公文書開示請求書を受付
令和 6 年 3 月 7 日	公文書部分開示決定
令和 6 年 3 月 7 日	審査請求人からの審査請求書を受付

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書部分開示決定通知書（令和 6 年 3 月 7 日付け 5 総医第 8 2 2 4 号）による公文書部分開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張している内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、久留米市内において介護施設を運営しているが、施設の職員が施設利用者の医療機関への通院支援を行った際に、薬局での薬剤の処方に関して業務ミスが発生している。薬局の経営者に事情を聞いたところ、知らないと言われた。そこで、保健所に通報して、調査の上で然るべき指導と処分を行うよう依頼した。その結果を知るため、今回の公文書開示請求をしたところ、結果は全て黒塗りであった。
- (2) このような薬局の業務ミスの情報を公開しないというやり方は、憲法で保障された人権の侵害である。薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）は、保健衛生上の危害の発生を防止することにより、保健衛生の向上を図ることを目的としているが、この法律の目的に反している。また、地方自治体の市民の

健康と安全を守るという社会的使命を放棄する態度である。

- (3) 業務ミスの原因や再発防止策を知ることができなければ、安心して薬局を利用することができない。自分たちが薬局を代えれば済むという問題ではない。医療機関や薬局は、公共性の高い施設であるから、このような情報は他の利用者も知る必要がある。

第4 処分庁の説明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審査請求人の主張に対する処分庁の見解について

(1) 原処分に係る情報の性質

本件処分の開示請求に係る情報については、処分庁が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項の規定に基づく調査により、薬局から徴取したもの及び処分庁にて作成した文書である。

これらは、当該薬局の違反の状況及びそれに対して本市がとった措置（以下「本件措置」という。）の内容を含むものであり、本来、当該薬局及び処分庁しか知りえないものである。

(2) 開示する情報の考え方（部分開示としたことについて）

本件処分は、久留米市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の決定にあたり、特定した公文書の一部が条例第7号第3号に該当するものとして、部分開示としたものである。

その趣旨は、当該薬局の違反の内容とそれに対する行政庁の措置内容を第三者に開示することで、当該薬局の社会的評価の低下につながるなど、本件措置において本市が意図した以上の効果を与えるおそれがあるためである。

(3) 審査請求人の主張について

本件審査請求において、審査請求人は「憲法11条及び13条」及び「国民の知る権利」並びに「市民の生命保護の観点」を根拠として、非開示部分の開示を主張しているものと考えられる。よって、以下それぞれについて処分庁の見解を述べる。

① 憲法第11条及び第13条について

憲法11条は基本的人権を保障したもの、第13条は個人の尊重、自由及び幸福追求権を定めたものとされている。これらは行政手続においても根源的な原理となる

ものであるが、本件審査請求においては、具体性に乏しいため審査請求人の主張の根拠となりうるものではないと考える。

② 国民の知る権利について

国民の知る権利とは、憲法第 21 条から導き出されるものとされている。これを具体化するものとして、一連の行政機関の保有する情報の開示に関する法令が整備されているものと認識している。本市条例についても、本市が保有する情報の開示について同様の趣旨で制定されたものである。したがって、本件審査請求の審査請求人の主張については、本市条例の適用の適否に収斂するものとする。

③ 市民の生命保護の観点について

生命、健康等の保護のための裁量的開示については、本市条例に定めがあり、それらの適用については、以下のとおりである。

i) 本市条例第 7 条第 3 号ただし書との関係

本市条例第 7 条第 3 号は、同号ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にするすることが必要であると認められる情報」については、例外的に開示することができるとしている。

この判断にあたっては、保護される生命、健康等の利益と公開しないことによって保護される法人等の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回る場合に開示するものである。この場合、現に人の生命、健康等に被害が生じている場合及び将来これが侵害される蓋然性が高い場合も含まれると解されている。

処分庁は、本件措置に係る違反の態様やその後の対応状況を踏まえ、上記の判断基準に照らし、例外的な開示は必要ないと判断している。

ii) 本市条例第 10 条との関係

本市条例第 10 条は、同条例第 7 条各号不開示情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」は、処分庁の行政判断により、裁量的な開示を行うことができることを定めている。

この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、上記 i で述べた本市条例第 7 条第 3 号ただし書が保護する利益（人の生命、健康等）よりも、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合とされている。

本市においては、薬局等での違反行為があった場合、市民への健康被害等影響が懸念され、公益のために公表が必要と考えられる場合は、個別に詳細を検討し、ホ

ームページや報道機関への情報提供を通じて広く情報を公開することとしている。

処分庁は、本件措置に係る違反については、これらの対応が取られていないことから、広範な市民への健康被害等の影響が想定される場合等「公益上特に必要があると認めるとき」には該当しないため、裁量的な開示は必要ないと判断している。

3 結論

以上により、原処分は、本市条例その他関係法規に基づき適正になされたものである。よって、審査請求人の請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

- 1 本件は、処分庁が特定の薬局について作成した調査報告書及び処分通知の全資料（以下「本件公文書」という。）についての開示請求があり、これに対して処分庁が行った公文書部分開示決定について審査請求人から審査請求がなされた事案である。当審査会は、久留米市行政不服審査法施行条例第11条第1項の規定に基づく調査権限を行使し、処分庁に本件公文書の提示を求め、見分したうえで審議を行った。
- 2 審査請求人の口頭意見陳述によれば、審査請求人は本件公文書に記載された薬局における業務ミスの関係者であり、処分庁への通報者でもあることから、本件公文書に記載された情報の提供を求めることは心情として理解できる。しかしながら、情報公開制度は、条例第5条において請求権者を「何人も」と定めていることから明らかなように、広く市民の知る権利を保障することをその趣旨としている。本制度において開示の可否を検討する際には、開示請求者の事情や属性は判断基準とならず、条例に定める非開示事由に該当するかどうかを元に判断することになる。
- 3 本件公文書は法人である薬局の事業に関するものであり、処分庁は、本件公文書を開示すると当該薬局の社会的評価の低下につながるため条例第7条第3号に該当し、かつ、同号ただし書及び第10条の適用はないものであると部分開示の理由を説明している。処分庁が部分開示決定をした「医薬品医療機器等法違反業者に係る措置について」は、処分庁が作成した「薬局での業務手順違反について」及び薬局が処分庁に提出した「薬局インシデント事例報告書」の2つの文書から構成されているので、それぞれについて判断する。
- 4 「薬局での業務手順違反について」は、1 端緒、2 違反者、3 違反薬局、4 指導の経過及び違反の事実、5 違反者に対する措置、6 関係法令等の6つの項目か

ら構成されている。処分庁は、項目 2、項目 3 及び項目 6 を開示し、項目 1、項目 4 及び項目 5 については、見出しを除く全ての部分を不開示としている。この開示方法によると、特定の薬局において業務手順違反があったということは判明するが、その内容及びそれに対する措置は不明ということになる。その結果、生命にかかわるような重大な業務手順違反が発生したのではないかという疑いを持たれる余地があり、処分庁の意図に反して当該薬局の社会的評価の低下を招く事態も十分考えられる。実際には、本件公文書に記載された業務手順違反の内容は比較的軽易なものであるから、違反事実の概要及び原因が分かる部分、再発防止策に関する部分並びに処分庁の措置に関する部分を開示したとしても、むしろ市民からの疑念、誤解を招くおそれがなくなると考えられ、現在の開示方法と比較して、当該薬局の社会的評価の低下につながるものであるとは認められない。

以上のことから「薬局での業務手順違反について」は、別表に掲げる部分については、条例第 7 条第 3 号に該当するということとはできず、処分庁は開示すべきである。

- 5 「薬局インシデント事例報告書」は、薬局が作成し処分庁に提出した文書であり、報告日、報告者名及び報告内容により構成されている。この文書には、業務手順違反が発生した詳細な経過及び再発防止策が記載されており、処分庁は、標題、報告日及び報告者名を除く全ての部分について、条例第 7 条第 3 号に該当するとして不開示としている。

しかしながら、当該文書の報告内容の再発防止策に係る部分については、今後業務手順違反を起こさないための対策であり、現在の開示方法と比較して、開示することにより当該薬局の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。また、再発防止策以外の部分については、詳細な業務手順が記載されていることから、業務上の秘密に関する部分が含まれるおそれがあり、条例第 7 条第 3 号に該当するとしたことは妥当である。

以上のことから「薬局インシデント事例報告書」については、再発防止策に関する部分については、開示することによって、当該薬局の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、別表に掲げる部分については開示すべきである。

- 6 以上のとおり、本件公文書のうち、前 2 項で指摘した別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については、処分庁の処分に違法・不当な点は認められないことから、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
令和6年5月27日	第1回審査会（審議）
令和6年7月22日	第2回審査会（審査請求人の口頭意見陳述及び審議）
令和6年10月4日	第3回審査会（審議）

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	木 下 宗一郎
委 員	綾 部 章 子
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 恵 子
委 員	相 澤 直 子
委 員	堺 勇 介

別表 開示すべき部分

対象公文書	対象項目	開示すべき部分
薬局での業務手順違反について	1 端緒	本文4行18字目から始まる5行目までの一文
	4 指導の経過及び違反の事実	本文8行目から13行目までの2段落
		本文16行12字目から次ページ2行目までの部分
		2ページ目の本文9行目から17行目までの2段落
	5 違反者に対する措置	全部分
薬局インシデント事例報告書		本文下から6行目から最後の行までの2段落